

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市人権啓発・相談センター周知リーフレット印刷

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 セルフ社

3 随意契約理由

本件は、障がい者就労支援事業所等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、「障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約(3号随契)を締結するものである。3号随契の手続きにかかる事務連絡に基づき福祉局と協議を行い、指定された3事業所へ見積依頼をした結果を受け、最安金額の事業者を契約相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談センター(電話番号:06-6532-7631)

随意契約理由書

1 案件名称

個人番号カード等裏面記載対応プリンタ機器 再リース（令和6年度第4四半期）

2 契約の相手方

三菱HCキャピタル株式会社 関西第一営業部

3 随意契約理由

令和2年1月1日から長期継続契約にて借入を行っている個人番号カード等裏面記載対応プリンタ機器50台については、令和6年12月末をもって契約期間が満了となる。

本件のプリンタ機器については、接続元である住民基本台帳等事務システム用の端末の機種更新時期である令和8年1月1日に合わせて、仕様の観点から同時期に機種更新を行う必要がある。また、設定及び接続作業を一度で済ませることができる等、経済的合理性もあるため、令和7年12月31日までの期間は再リースを行い継続使用する必要がある。

以上のことから、リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間（借入期間：令和7年1月1日から令和7年3月31日）に限って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により三菱HCキャピタル株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

業務統合端末機器等（市民局）再リース（令和6年度第4四半期）

2 契約の相手方

F L C S株式会社 関西支店

3 随意契約理由

住民基本台帳等事務システム用の端末（以下、「本件端末という。」）のリースについては、令和6年12月末をもって契約期間が満了となる。

本件端末については、住民基本台帳等事務システムの基礎として運用上必要不可欠な統合基盤システムのサーバ機種更新時期である令和8年1月1日に合わせて、同時期に更新を行う方針で合併入札を予定しているため、令和7年12月31日までの期間は再リースを行い継続使用する必要がある。

既に調達した本件端末を継続して使用する場合、既契約の相手方であるF L C S株式会社以外の事業者と契約締結することはできないことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市戸籍情報システム用クライアント及びプリンタ等周辺機器一式 再リース

2 契約の相手方

F L C S 株式会社 関西支店

3 随意契約理由

現行の大阪市戸籍情報システム用クライアント及びプリンタ等周辺機器一式（以下、「クライアント等機器」という。）については、FLCS 株式会社と令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで長期継続契約にて機器保守を含めたリース契約を結んでいるが、間もなくリース期限満了を迎える。

令和 6 年 12 月末までにクライアント等機器の入替を行う予定であったが、新規クライアント等機器の一部物品の調達を含んでいる「大阪市戸籍情報システムコンビニ交付用サーバ及び周辺機器一式 長期借入」（別途入札により執行）が入札不調となり、契約締結が後ろ倒しになった結果、クライアント等機器の入替が当初予定の令和 6 年 12 月末までに完了せず、令和 7 年 2 月末まで要することとなった。

戸籍事務の実施には、クライアント等機器の使用が必須であることから、入替が完了するまでは、現行のクライアント等機器の賃貸借契約を継続する必要がある。

以上の理由から、リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間（借入期間：令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日）に限って、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により FLCS 株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）